

令和元年度山梨県計画に関する 事後評価

令和3年1月

山梨県

目 次

1. 事後評価のプロセス

- (1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1
- (2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

- [事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 17
- [事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業 19
- [事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業 21
- [事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業 23
- [事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業 44

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年7月13日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月 1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月 6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月 1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和元年7月 2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月23日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7病院（H28）→ 9病院（R2）

- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和7年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 1,149 床 (H30)
 - ・急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,572 床 (H30)
 - ・回復期機能 928 床 (H26) → 1,365 床 (H30)
 - ・慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 128 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 18 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7 病院 (H28) → 9 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 47 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 49 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 55 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 144 箇所 (H30)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,574 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,085 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 4 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 9 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

➤ 医療施設従事医師数	1,924人 (H28) → 1,924人 (H28)
➤ 就業看護職員数 (常勤換算後)	9,830.9人 (H28) → 10,192人 (R1)
➤ 養成所等卒業生県内就業率	75.6% (H29) → 72.2% (R2)
➤ ナースセンター事業再就業者数	430人 (H28) → 264人 (R1)
➤ MFICU 病床数	6床 (H29) → 6床 (R1)
➤ NICU 病床数	30床 (H29) → 30床 (R1)

⑤ 介護従事者の確保

- 現在計画期間中であるため、計画終了時点での介護職員の需給改善状況により判断する。

2. 見解

【医療分】

- 病床機能報告未提出の病院があり、最新の医療機能毎の病床区分が把握できていない。
- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、令和2年度以降は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和2年度計画における関連目標の記載ページ ; P10,11)
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）

・回復期機能 263床（H26）→ 1,227床（R7）

・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,161床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 86箇所（R2）

➤ 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 13箇所（R2）

➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
3病院（H28）→ 4病院（R2）

➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 30箇所（R2）

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
22箇所（H27）→ 25箇所（R2）

➤ 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 29箇所（R2）

➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 58箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 821 床
- 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 713 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 9 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14 カ所 → 15 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 5 カ所

2. 計画期間

令和元年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,796 床 (H30)
 - ・回復期機能 263 床 (H26) → 459 床 (H30)
 - ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,494 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 箇所 (H27) → 70 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 箇所 (H27) → 9 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 病院 (H28) → 4 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 箇所 (H27) → 28 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 30 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 96 箇所 (H30)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 763 床
- 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 695 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 6 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14 カ所 → 15 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 3 カ所

2. 見解

【医療分】

- 病床機能報告未提出の病院があり、最新の医療機能毎の病床区分が把握できていない。
- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、令和2年度以降は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和2年度計画における関連目標の記載ページ ; P12,13)
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
- ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
- ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28箇所（H27）→ 30箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11箇所（H27）→ 12箇所（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7箇所（H27）→ 7箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 9箇所（H28）→ 10箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17箇所（H27）→ 18箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339床 → 368床
- 認知症高齢者グループホーム 195床 → 231床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6カ所 → 7カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 3カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和6年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 776床（H26）→ 761床（H30）
- ・回復期機能 639床（H26）→ 732床（H30）
- ・慢性期機能 587床（H26）→ 427床（H30）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28箇所（H27）→ 28箇所以上（H30）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3箇所（H27）→ 2箇所以上（H30）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2病院（H28）→ 3病院（H31）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11箇所（H27）→ 9箇所以上（H30）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7箇所（H27）→ 9箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 9箇所（H28）→ 12箇所（H31）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17箇所（H27）→ 23箇所（H30）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339床 → 339床
- 認知症高齢者グループホーム 195床 → 195床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6カ所 → 6カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 1カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所 → 0カ所

2. 見解

【医療分】

- 病床機能報告未提出の病院があり、最新の医療機能毎の病床区分が把握できていない。
- 退院支援を実施する診療所・病院数や在宅療養後方支援病院数は、現時点では目標に達していない。
遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、令和2年度以降は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和2年度計画における関連目標の記載ページ ; P13,14)
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 78床（R7）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 102床（R7）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 83床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 10箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 2箇所（R2）

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
6 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所
2 箇所 (H28) → 3 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 143 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和6年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床 (H26) → 307 床 (H30)
 - ・回復期機能 26 床 (H26) → 0 床 (H30)
 - ・慢性期機能 124 床 (H26) → 143 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所 (H27) → 8 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 2 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所 (H27) → 2 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
6 箇所 (H27) → 5 箇所 (R2)

- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所 (H28) → 3箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所 (H27) → 4箇所 (H30)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 114床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 見解

【医療分】

- 病床機能報告未提出の病院があり、最新の医療機能毎の病床区分が把握できていない。
- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、24時間体制をとっている訪問看護ステーション数は、現時点では目標に達していない。
令和2年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和2年度計画における関連目標の記載ページ ; P14,15)
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）

・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）

・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数 26箇所（H27）→ 28箇所（R2）

➤ 退院支援を実施する診療所・病院数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）

➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
0病院（H28）→ 1病院（R2）

➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9箇所（H27）→ 10箇所（R2）

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
5箇所（H27）→ 6箇所（R2）

➤ 在宅療養支援歯科診療所 8箇所（H28）→ 9箇所（R2）

➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11箇所（H27）→ 12箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所
-

2. 計画期間

令和元年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 708 床 (H30)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 174 床 (H30)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 127 床 (H30)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 22 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 3 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 0 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 8 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 10 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 21 箇所 (H30)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 329 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 病床機能報告未提出の病院があり、最新の医療機能毎の病床区分が把握できていない。
- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院数は、現時点では目標に達していない。
令和2年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和2年度計画における関連目標の記載ページ ; P15,16)
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.1 (医療分)】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 741,076 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。 アウトカム指標：令和元年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床/年	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想を達成するため、 ・医療機関等が行う回復期への転換に係る施設整備の費用 ・医療機関が行う事業縮小の際に要する経費 に対して助成する。 また、地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設整備を行う医療機関 4 箇所	
アウトプット指標（達成値）	回復期機能への転換に伴う施設整備：2 施設 (R 元年度基金を活用した施設数：0) 参考) H28 年度基金を活用した施設数（繰越含む） H28：1 施設、H29：5 施設、H30：2 施設、R 元：2 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・令和元年度中に回復期機能へ転換した病床数 12 床 (1) 事業の有効性 本事業は平準化して積立を行っているため令和元年度基金は執行なしだが、R 元年度までの間に H28 基金を活用し 10 施設が施設の整備を行っており、回復期への転換は着実に進んでいる。 (2) 事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.2 (医療分)】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	【総事業費】 11,892 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少 2,348 床 (H26) → 1,780 床 (R7) (568 床減少)	
事業の内容 (当初計画)	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種のネットワーク化を推進するため、拠点となる支援センターの設置に対して支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 103 件 (H29 年度) → 120 件 (H31 年度)	
アウトプット指標 (達成値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 103 件 (H29 年度) → 55 件 (H31 年度)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けたネットワークの構築や他職種連携の推進により、患者の地域移行が図られ、慢性期機能病床の削減に効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>訪問看護に係る情報等窓口の一元化や情報発信、相談機能等を有する支援センターを拠点とし、病院と地域との連携が効率的に行われている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.3 (医療分)】 在宅医療推進協議会設置事業	【総事業費】 2,187 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部	
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会 (10 地域)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： 訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設 (H27) → 154 施設 (R2) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設 (H27) → 56 施設 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対して支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 (H29) → 11 (H31)	
アウトプット指標 (達成値)	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 (H29) → 11 (H31)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援病院・診療所数 69 施設 (H30) → 74 施設 (R2) ※計画で定めたアウトカム指標については、1 年以内のデータを有していないため、代替指標で確認	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>全県及び 6 区域に在宅医療推進協議会を設置し、課題の検討や研修会を通じて在宅医の拡大を図ることで、在宅医療に係る課題解決に向けた対策の共有化や在宅医療に取り組む医師のスキル向上が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅医療において中心的役割が期待される医師会が主体的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、供在宅医療提供体制の効率的な推進が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4 (医療分)】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 3,506 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 51 施設(R2)	
事業の内容 (当初計画)	歯科医療連携室を設置し、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療に関する相談件数 70 件 (H29) →130 件 (H31) 在宅歯科医療機器の貸出件数 427 件 (H29) →450 件 (H31) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療に関する相談件数 70 件 (H29) →44 件 (H31) 在宅歯科医療機器の貸出件数 427 件 (H29) →352 件 (H31) 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 47 施設(H31)	
	<p>(1) 事業の有効性 在宅歯科医療連携室を設置し、医科・介護等との連携・調整を図るとともに在宅歯科医療機器の貸出等在宅歯科医療の推進を図っている。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談件数及び貸し出し件数がともに目標を下回ったが、継続的な取り組みにより在宅療養支援歯科診療所数は増加している。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会に業務を委託することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業																	
事業名	【No.1 (介護分)】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 170,884 千円																
事業の対象となる区域	中北、峡東区域																	
事業の実施主体	社会福祉法人等																	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了																	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：令和2年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人																	
事業の内容（当初計画）	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症グループホーム</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症グループホーム</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> </tbody> </table>		整備予定施設等		認知症グループホーム	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所	整備予定施設等		認知症グループホーム	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所
整備予定施設等																		
認知症グループホーム	1カ所																	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所																	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所																	
整備予定施設等																		
認知症グループホーム	1カ所																	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所																	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所																	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなシプラン：平成30年度～平成32年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,516 床(54 カ所) → 1,719 床(61 カ所) ・認知症グループホーム 1,067 床(73 カ所) → 1,139 床(77 カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所 																	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム： 1,516 床→1,574 床 ・認知症グループホーム：1,067 床→1067 床 ・小規模多機能型居宅介護事業所： 28 カ所→28 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所： 3 カ所→4 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：8 カ所→9 カ 																	

	所
事業の有効性・効率性	令和 2 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人
	<p>(1) 事業の有効性 地域密着型特別養護老人ホーム:2 カ所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所:1 カ所、看護小規模多機能型居宅介護事業所:1 カ所に対して支援し、地域密着型サービスの提供体制を推進した。</p> <p>(2) 事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 24,602 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨大学委託)	
事業の期間	平成 31 年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることにより、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。</p> <p>アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍以下 (R2) 中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍以下 (R2) 中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍以下 (R2)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等を実施する。 ・地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>地域医療支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域枠医学生等への面談者数 40 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 (25 人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 (50 人) <p>※本県では医師修学資金貸与者に対して県内の公立病院等へ勤務することにより返還免除としているが、特に配置調整まではしていなかったため、キャリア形成プログラムは作成していない状況にある。今後平成 27 年度からの貸与者については卒業後に知事が勤務先を指定するよう条例改正をしたため、令和 3 年度からは配置調整を行うことになることから、令和元年度中にキャリア形成プログラムの作成を予定。</p>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>地域医療支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域枠医学生等への面談者数 45 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 (32 人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 (63 人) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>[医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍 (H30) 中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍 (H30) 中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍 (H30)</p>	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>公表された最新指標数値（H30）では、わずかであるが地域偏在の是正がみられた。今後は、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域卒医師の地域への配置を進め、目標達成を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医師の各種研修や派遣調整に関するノウハウのある山梨大学医学部に委託することにより、効率的な事業を実施することができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.6 (医療分)】 医師派遣推進事業	【総事業費】 75,052 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内に 4 つある二次医療圏のうち、3 つの医療圏で人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1 つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。	
	アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍以下 (R2) 中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍以下 (R2) 中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍以下 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	派遣医師数 10 人	
アウトプット指標 (達成値)	派遣医師数 10 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍 (H30) 中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍 (H30) 中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性 公表された最新指標数値 (H30) では、わずかであるが地域偏在の是正がみられた。今後は、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域枠医師の地域への配置を進め、目標達成を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 医師派遣を業務としている地域医療支援センターに医師派遣調整検討委員会を設置し、医師派遣の調整を行ったため、効率的な事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.7 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 1,525 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県民が将来にわたり安全で質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要である。</p> <p>アウトカム指標： 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5) 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)</p>	
事業の内容 (当初計画)	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3 施設	
アウトプット指標 (達成値)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3 施設	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 7.4 % (H30)</p> <p>(1) 事業の有効性 医療勤務環境改善支援センターと県看護協会と連携して実施した医療従事者のワークライフバランス事業を 3 施設が取り組み、勤務環境改善計画を策定した。 引き続き県看護協会のワークライフバランス事業と連携しながら勤務環境改善計画を策定する医療機関の増加を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 労務管理を担当する社会保険労務士会や山梨労働局、医業経営を担当する日本医業経営コンサルタント協会等と連携を図ることにより、効率的な事業が実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8 (医療分)】 医学生等体験研修事業	【総事業費】 1,298 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では 4 つの二次医療圏のうち 1 つの医療圏に医師が偏在している状況にあり、また在宅医療提供体制が不十分な状況にあるため、将来の地域医療従事者・在宅医療従事者を確保するために、学生のうちから意識付けを図ることが必要である。	
	アウトカム指標： 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設 (H27) → 56 施設 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	在宅医療に取り組む医療従事者の確保に向け、在宅医療への意識付けを図るため山梨大学・県立大学の医学生・看護学生を対象に、在宅医療機関での体験実習の実施を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医学生・看護学生の在宅医療体験研修	30 人
アウトプット指標 (達成値)	医学生・看護学生の在宅医療体験研修	30 人
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援病院・診療所数 69 施設 (H30) → 74 施設 (R2) ※計画で定めたアウトカム指標については、1 年以内のデータを有していないため、代替指標で確認	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療体験実習は、医学生等への在宅医療への意識付けを図り医師の地域偏在の解消を図った。今後、学生への周知等大学とも連携を深め、一層の地域医療及び在宅医療への意識付けを進め、目標達成を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医学生の体験実習に関するノウハウを持っている山梨大学医学部に対し助成することにより、効率的な事業の実施が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 産科医等確保対策事業	【総事業費】 74,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学、医療機関、助産所	
事業の期間	令和元年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	過酷な勤務状況にある産科医師や新生児医療担当医師は県内で充足しているとはいえ、医師確保のための支援が必要となっている。	
	アウトカム指標： 産科医師数 61 人 (H30) → 61 人以上 (R 元) 新生児医療担当医師数 35 人 (H30) → 35 人以上 (R 元)	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> 産科医師を養成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。 産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。 新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな後期研修医の確保 2 人 分娩手当支給者数 63 人 NICU 入室児担当手当支給数 7 人 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな後期研修医の確保 3 人 分娩手当支給者数 66 人 NICU 入室児担当手当支給数 10 人 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 産科医師数 61 人 (H30) → 63 人 (R 元) 新生児医療担当医師数 35 人 (H30) → 34 人 (R 元)	
	<p>(1) 事業の有効性 達成できなかった指標もあるが、産科医師数や分娩手当支給者数など増加している指標もあることから着実に効果が出ている。</p> <p>(2) 事業の効率性 産科医師や新生児医療担当医師に対する支援を行うことにより、分娩取扱実績や NICU 稼働実績などの状況を把握することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.10 (医療分)】 小児救急医療体制確保事業	【総事業費】 78,936 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会、山梨県(甲府市医師会委託)	
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児の重症患者に対する医療体制を維持・確保するとともに、医師の負担軽減を図るため、不要・不急の受診を抑制する必要がある。	
	アウトカム指標：小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人(H29) → 38人(R元)	
事業の内容(当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間に、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れる体制を整備するための経費に支援する。 ・休日・夜間に、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。 	
アウトプット指標(当初の目標値)	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院(H29) → 7病院(R元) 小児救急電話相談件数 年間 13,620件(H29) → 目標 年間 13,630件(R元)	
アウトプット指標(達成値)	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院(H29) → 7病院(R元) 小児救急電話相談件数 年間 13,620件(H29) → 目標 年間 13,630件(R元)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人(H29) → 38人(R元)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> 小児二次救急輪番体制を維持・確保することで、小児救急医の負担軽減が図られ、小児科医を確保する目標が達成できた。 <p>(2) 事業の効率性</p> 県と県内全市町村で構成する山梨県小児救急医療事業推進委員会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.11 (医療分)】 救急搬送受入支援事業	【総事業費】 63,926 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	最終受入医療機関	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では救急専門医の人数が少ないため、救急搬送において搬送先の医療機関を速やかに決定するなど円滑な受入体制を構築することにより、救急専門医の負担を軽減し人材を確保する必要がある。 アウトカム指標：救急専門医 20 名 (H30) → 21 名 (R 元)	
事業の内容 (当初計画)	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均 受入 要請回数 1.4 回 (H29) → 1.3 回 (R 元)	
アウトプット指標 (達成値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均 受入 要請回数 1.4 回 (H29) → 1.3 回 (R 元)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 救急専門医 20 名 (H30) → 21 名 (R 元)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>年々救急患者の搬送数が増加している中、救急患者の搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、最終受入医療機関の継続的な確保により、救急専門医の負担軽減は確実に図られている。救急専門医については減員となったが、今後確保に努めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12 (医療分)】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 25,652 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県立大学、山梨県看護協会委託)、各医療機関	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。	
	アウトカム指標：就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28 年) → 10,742.5 人 (H35 年)	
事業の内容 (当初計画)	自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 さらに、実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・50 人) ・教育担当者研修の実施 (4 日間・30 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院・計 326 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・70 人)	
アウトプット指標 (達成値)	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・32 人) ・教育担当者研修の実施 (6 日間・16 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院・計 273 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・72 人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28 年) → 10,129.9 人 (H30 年)	
	<p>(1) 事業の有効性 新人看護職員及び指導者等への研修を支援することによって、新人看護職員の質の向上やモチベーションの維持が図られ、就業看護職員が増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性 実地指導者研修・多施設合同研修・新人看護師指導担当者研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13 (医療分)】 看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 21,397 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (一部山梨県看護協会委託)、山梨県立大学	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来に向け看護職員を確保するためには、個々の能力開発や資質の向上を図り、自信と誇りをもって看護業務に従事できるよう職能別研修等ニーズにあった支援を行う必要がある。	
	アウトカム指標：就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28 年) → 10,742.5 人 (H35 年)	
事業の内容 (当初計画)	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施 (3～5 日間・計 200 人) ・潜在看護職員復職研修事業 (3～5 日間・計 20 人) ・看護職員実習指導者講習会の実施 (長期 40 日間・40 人、特定分野 5 日間・12 人) ・看護職員専門分野研修の実施 (認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間・計 50 人)	
アウトプット指標 (達成値)	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施 (3～5 日間・計 307 人) ・潜在看護職員復職研修事業 (3～5 日間・6 人) ・看護職員実習指導者講習会の実施 (長期 41 日間・19 人、特定分野 9 日間・7 人) ・看護職員専門分野研修の実施 (認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間・計 49 人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28 年) → 10,129.9 人 (H30 年)	
	<p>(1) 事業の有効性 各看護職員の個々のキャリアに応じた研修の実施を支援することによって資質の向上やモチベーションの維持が図られ、就業看護職員が増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性 認定看護師養成研修・看護職員実務研修・潜在看護職員復職研修・資質向上研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14 (医療分)】 看護職員確保対策事業	【総事業費】 3,123 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率が高い現状であるため、看護職員の離職予防・定着促進や、潜在的看護職員の再就業促進などの取り組みを実施し、就業看護職員数を確保することが必要である。	
	アウトカム指標： 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (H35)	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消する。 ・ ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。 (ナースバンク事業における第 5 次 NCCS 更新・運用等に要する経費) ・ 潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所 (ハローワーク) が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月 1 回 (毎月実施) ナースセンターの就業相談における就業者数 430 人 (H29) → 430 人以上 (R 元) ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内 7 箇所 月 1 回・相談件数 80 件/年	
アウトプット指標 (達成値)	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月 1 回 (毎月実施) ナースセンターの就業相談における就業者数 264 人 (R1) → 264 人以上 (R2) ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内 7 箇所 月 1 回・相談件数 92 件/年	

事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9人（H28） → 10,192人（R元）</p>
	<p>（1）事業の有効性 病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。今後は、勤務環境改善事業なども通じて離職率の低下を目指していく。</p> <p>（2）事業の効率性 相談場所をナースセンターの相談室の他、地域の会場において実施するなど、相談者の利便性に配慮し、きめ細やかで効率的な事業を実施している。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (医療分)】 医療と生活をつなぐ看護人材育成事業	【総事業費】 7,492 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では、常勤換算 3～5 人の小規模訪問看護ステーションが約 6 割を占めており、個々の事業所では新人の養成等が難しいため、人材の育成と確保を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H30.4.1) → 360 人 (H32.4.1)	
事業の内容 (当初計画)	訪問看護師養成研修等を実施し、訪問看護師の質の向上や確保を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師動機付け研修 (計 2 日間・20 人) ・新人訪問看護師教育研修 (計 4 回・14 人) ・新人訪問看護師採用育成支援事業 (計 29 人) ・訪問看護師養成研修会 (計 14 日間・40 人) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師動機付け研修 (計 2 日間・0 人) ←コロナ感染防止対策により中止 ・新人訪問看護師教育研修 (計 4 回・17 人) ・新人訪問看護師採用育成支援事業 (計 17 人) ・訪問看護師養成研修会 (計 14 日間・35 人) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H30.4.1) → 365 人 (R2.4.1)</p> <p>(1) 事業の有効性 新たに訪問看護師を志す看護師が知識を得る機会となると共に、小規模訪問看護ステーションが多い中、採用後に研修を受ける機会を得ることができるようになり、訪問看護師確保の目標が達成できた。</p> <p>(2) 事業の効率性 支援センターが、新人訪問看護師養成研修を運営・管理しているため、各研修の目的の違いが明確化し、受講しやすい体制となっている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 66,265 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6%以上 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
アウトプット指標 (達成値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所卒業生のうち、看護職就業者に占める県内就業者の割合 86.1% (H30) → 88.2% (R1)	
	<p>(1) 事業の有効性 看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保や資質の向上が図られ、目標値には達しなかったものの、県内就業率は高水準で推移している。</p> <p>(2) 事業の効率性 養成所運営費の支援を行うことによって、養成所の抱えている問題や要望なども把握することが出来た。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (医療分)】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 44,409 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しいため、有子看護師の育児支援をすることにより、看護職員の確保を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28） → 10,742.5 人（H35）	
事業の内容（当初計画）	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	当該補助により院内保育所を運営した施設数（5 施設）	
アウトプット指標（達成値）	当該補助により院内保育所を運営した施設数（5 施設）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28） → 10,192 人（R 元）	
	<p>（1）事業の有効性 病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。引き続き、院内保育所の運営を支援し勤務環境を整えることで、病院看護職員の離職防止に繋げていく。</p> <p>（2）事業の効率性 他の看護職員離職防止事業と併せて実施しており、より効率的に勤務環境の改善が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.18 (医療分)】 看護職員就労環境改善事業	【総事業費】 163 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内病院の看護職員確保のため、多職種連携や多様な働き方等による勤務環境改善や医療提供体制等最新の動向を学ぶ機会を設け、各医療機関での対策が重要であるという認識を高める必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28） → 10,742.5 人（H35）</p>	
事業の内容（当初計画）	看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修を行うとともに、最新の取組事例などの情報を提供する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1 回・180 人）	
アウトプット指標（達成値）	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1 回・180 人）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28） → 10,192 人（R2）</p> <p>（1）事業の有効性 病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。今後は、勤務環境改善事業なども通じて離職率の低下を目指していく。</p> <p>（2）事業の効率性 各病院・診療所の管理者等が参加する医療安全の研修会と合同で開催し、医療事故防止と併せ看護師等が健康で安心して働くことができる環境の整備について、医療機関全体で取り組むことができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19 (医療分)】 心身障害児者歯科診療体制強化事業	【総事業費】 10,964 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和元年7月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	心身障害児者の歯科診療において、静脈内鎮静法は危険が少なく全国的にも一般化しているところだが、歯科大学病院がなく小規模な本県では、静脈内鎮静法を施術できる人材がおらず障害者への歯科医療提供体制が遅れているため、心身障害児者歯科診療体制の強化を図る必要がある。 アウトカム指標：口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513 人 (H29) →2,000 人 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	県内で障害者に対する歯科治療における静脈内鎮静法を施術できる歯科医師等を育成するための研修に支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当歯科医師数 0 名 (H30) →3 名 (R5)	
アウトプット指標 (達成値)	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当歯科医師数 0 名 (H30) →3 名 (R5)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513 人 (H29) →1,778 人 (R 元) (1) 事業の有効性 心身障害児者に対する歯科診療体制の強化は喫緊の課題となっており、生体の防御反応や反射が維持されたまま施術が可能であり、また、全身麻酔と比較して、安全性が高く、入院の必要もなく、日帰りが可能であるなど、患者の負担が少ない静脈内鎮静法を施術できる人材を育成することは非常に効果的である。 (2) 事業の効率性 心身障害児者の特性により、麻酔の量を精密に調整することが必要なことから、より安全性を担保できるよう、日本歯科麻酔学会認定麻酔医の資格要件に基づいた研修カリキュラムとしており、効率性にも配慮している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20 (医療分)】 看護師等勤務環境改善支援事業	【総事業費】 393,748 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療従事者の勤務環境の改善や働き方改革の重要性が提唱されているが、施設の改修や新しい雇用条件の導入にはコストがかかることから、民間の小規模な医療機関では導入に踏み切れないところがあり、支援を行う必要がある。	
	アウトカム指標： 立入検査結果（ナースステーションの改善が必要な施設） 12 箇所（H30）→ 0 箇所（R4） 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28）→ 10,742.5 人（R5）	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員が働きやすい職場環境を整備するため、医療機関行う施設や設備の整備に対して支援する。 ・短時間勤務正規職員制度等、看護職員の処遇改善に資する新たな雇用条件を就業規則により制度化する医療機関に対し、制度導入により増加する経費に対して支援する。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	ナースセンター等の施設設備の改修に取り組む医療機関数 年 4 箇所	就業規則等の改定で処遇改善に取り組む医療機関 年 2 箇所
アウトプット指標（達成値）	ナースセンター等の施設設備の改修に取り組む医療機関数 年 4 箇所	就業規則等の改定で処遇改善に取り組む医療機関 年 2 箇所
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 立入検査結果（ナースステーションの改善が必要な施設） 12 箇所（H30）→ 11 箇所（R 元） 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28）→ 10,192 人（R 元）	
	（1）事業の有効性 就業看護職員は着実に増加しており、今後も引き続き当該事業など通じて離職率の低下を目指していく。 （2）事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、効率的に事業を実施している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21 (医療分)】 歯科衛生士確保対策事業	【総事業費】 7,722 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い高齢者に対する口腔ケアの必要性が増大しており、歯科医師と共に訪問歯科診療を実施し、歯科医師の指示の下に訪問歯科衛生管理指導を行う歯科衛生士の確保や資質向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H27) → 51 施設(R2)	
事業の内容 (当初計画)	歯科衛生専門学校において実践的で質の高い教育を行うため、実験室や実習室の設備整備を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	歯科衛生専門学校の設備整備 1 カ所	
アウトプット指標 (達成値)	歯科衛生専門学校の設備整備 1 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H27) → 51 施設(R2)	
	<p>(1) 事業の有効性 歯科衛生専門学校の施設整備並びに新人歯科衛生士に対する研修実施により、訪問歯科衛生管理指導等を行う歯科衛生士の確保と資質向上が図られ、在宅療養支援歯科診療所も増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性 歯科衛生専門学校を運営し、歯科衛生士の育成に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22 (医療分)】 口腔健康管理実施のための人材育成事業	【総事業費】 3,055 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	近年、口腔の健康が全身の健康に影響することが指摘され、高齢者だけではなく、子供を含む若年層でも口腔の健康管理の実施が求められている。口腔の健康管理には専門知識に加え、対象者の状態に応じた支援が必要となるため、適切な口腔健康管理が不十分となっている。 口腔機能の低下は、低栄養や免疫力の低下などから身体疾患にも繋がるため、日常生活での早期発見・早期治療が重要である。このため、対象者の状態に応じた口腔健康管理（機能管理と衛生管理）を提供できる体制づくりが必要である。	
	アウトカム指標：進行した歯周炎を有する者の割合 40 歳代：66.7% (H29) → 25% (H34) 60 歳代：82.7% (H29) → 45% (H34) 口腔機能の維持・向上 (60 歳代における咀嚼良好者の増加) 73.6% (H26) → 80% (H34)	
事業の内容 (当初計画)	障がい児・者施設、高齢者施設等日常的に支援が必要な人に接する施設の医療従事者等を対象に、口腔機能低下症や口腔機能発達不全への理解を深め、口腔健康管理の知識と技術を習得させるため、歯科専門職による研修会を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修会の実施 4 回/年(全体講義：300 人/1 回、対象者別：300 人/3 回) 受講者数 600 人/2 年	
アウトプット指標 (達成値)	検討委員会の実施 1 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 進行した歯周炎を有する者の割合 40 歳代：66.7% (H29) → 25% (H34) 60 歳代：82.7% (H29) → 45% (H34) 口腔機能の維持・向上 (60 歳代における咀嚼良好者の増加) 73.6% (H26) → 80% (H34)	
	(1) 事業の有効性 口腔健康管理を自身で実施することが困難な者に、適切な管理を提供できる体制を整備することで、口腔機能の維持・獲得が図られ、誤嚥性肺炎、低栄養、要介護状態への移行予防が期待できる。	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>研修会を①障害児者施設、②要介護高齢者施設・地域包括支援センター、③保育園・幼稚園の職員に分けて実施することで、自己管理困難者の状態に応じた研修内容を展開でき、より充実した講習・実習が実施できる。</p>
その他	<p>令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が計画通り遂行できなかった。令和2年度は、オンライン研修の実施など、状況に応じた方法で実施する。</p>

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 2 (介護分)】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (介護アンバサダー設置等)	【総事業費】 1,823 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資材も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員合同入職式・研修会への参加（3回） ・学校訪問（6回） ・県主催イベント等への参加（3回） 	
アウトプット指標（達成値）	【R 元年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（4回） ・学校訪問（1回） ・県主催イベント等への参加（2回） 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p> <p>○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。</p> <p>代替指標：介護アンバサダーの活動回数を10回以上とする（介護のしごとの魅力を広く県民にPRする）ことを目標としていたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年1月以降に想定していた学校訪問が実施できなかった。</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>合同入職式、学校訪問等、メディアに取り上げられる機会が増え、介護のしごとのPRとイメージアップが図られたとともに、学校訪問の参加者から「寄り添う気持ちが大切なこ</p>	

	<p>とが分かった」などの感想が寄せられたことから、介護の魅力のPRに繋がった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>介護老人福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、介護福祉士会等の関係団体による実行委員会を発足し、各関係団体から介護アンバサダー(大使)を推薦してもらうことにより、介護アンバサダーとして資質・適正を満たした人材を効率的に人選・委嘱することができた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (合同入職式等開催)	【総事業費】 1,879 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 公益財団法人介護労働安定センター山梨支部)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標: 山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容 (当初計画)	新規に入職した介護職員を対象として合同入職式、研修会等を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。また、2 年目職員のフォローアップ研修を実施することにより、早期離職の防止を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員合同入職式の開催 (1 回) ・研修会の実施 (2 回) ・入職 2 年目職員研修会の実施 (1 回) 	
アウトプット指標 (達成値)	【R 元年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催 (1 回、参加者 64 人) ・研修会の実施 (2 回、参加者 53 人、48 人) ・入職 2 年目職員研修会の実施 (1 回、44 人) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標: 山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p> <p>○観察できなかった →理由: 山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。</p> <p>代替指標: 研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする (新入介護職員の定着) ことを目標としていたが、合同入職式が前年度に大きく報道されたため、その参加者が、研修会の参加者数を上回ることとなった。</p> <p>(1) 事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 3,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	I C T の活用を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図る。 アウトカム指標：I C T の促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容 (当初計画)	介護事業所の I C T 化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	I C T の導入事業所数 10 事業所	
アウトプット指標 (達成値)	令和元年度：0 事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：I C T を活用することで介護事業所の業務効率化が図られる。 (1) 事業の有効性 I C T の活用による介護事業所の業務効率化は、介護人材不足への方策として期待できる。また、業務効率化により、介護職員の負担軽減が図られることで、介護職員の離職防止も期待される。 (2) 事業の効率性 比較的知名度の高い介護ロボット導入支援事業と併せて、I C T 導入支援事業の取組を紹介することで、より多くの介護事業所に周知することができた。	
その他		